

釧路公共職業安定所発表
令和8年1月15日(木)

担当	釧路公共職業安定所
	所長 竹林 伸治
	統括職業指導官 小松 雄三 電話 0154(41)1201(内線32#)

令和7年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

釧路公共職業安定所（所長 竹林 伸治）では、このたび、令和7年「高年齢者雇用状況等報告」（令和7年6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置を実施済の企業は100.0%（対前年0.2ポイント増加）

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

70歳までの就業確保措置を実施済の企業は36.7%（対前年2.7ポイント増加）

III 企業における定年制の状況

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は39.4%（対前年2.8ポイント増加）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」においては、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を、講じるよう企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業431社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和7年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施していきます。

1 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況 <表1>

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)を実施済の企業の割合は100.0% (対前年0.2ポイント増加) となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.0% (対前年0.2ポイント減少) となっている。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

(参考:北海道)

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	431 (423)	0 (1)	431 (424)
割合	100.0% (99.8%)	0.0% (0.2%)	100.0% (100.0%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	9,401 (9,318)	2 (11)	9,403 (9,329)
割合	99.9% (99.9%)	0.1% (0.1%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

(2) 雇用確保措置の内訳 <表2>

雇用確保措置を実施済の企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は7.2% (対前年0.6ポイント増加) となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は32.3% (対前年2.3ポイント増加) となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は60.6% (対前年2.8ポイント減少) となっている。

表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計 (①+②+③)
企業数	31 (28)	139 (127)	261 (268)	431 (423)
割合	7.2% (6.6%)	32.3% (30.0%)	60.6% (63.4%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和6年6月1日現在の数値。

2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況《表3》

就業確保措置を実施済の企業の割合は36.7%（対前年2.7ポイント増加）となっている。

表3 70歳までの就業確保措置の実施状況

（社、%）

企業数	①70歳までの就業確保措置実施済み					②未実施	合計 (①+②)
	定年制の廃止	定年の引き上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入			
企業数	158	31	12	115	0	273	431
	(144)	(28)	(12)	(104)	(0)	(280)	(424)
割合	36.7%	7.2%	2.8%	26.7%	0.0%	63.3%	100.0%
	(34.0%)	(6.6%)	(2.8%)	(24.5%)	(0.0%)	(66.0%)	(100.0%)

※（ ）内は、令和6年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

3 企業における定年制の状況《表4》

(1)定年を65歳以上とする企業の割合は39.4%（対前年2.8ポイント増加）となっている。

(2)定年制の廃止企業の割合は7.2%（対前年0.6ポイント増加）となっている。

表4 企業における定年制の状況

（社、%）

企業数	定年制の廃止	定年制あり						65歳以上定年合計 (定年制の廃止を含む)	報告した全ての企業
		60歳未満	60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
企業数	31	0	249	12	127	0	12	170	431
	(28)	(0)	(258)	(11)	(115)	(0)	(12)	(155)	(424)
割合	7.2%	0.0%	57.8%	2.8%	29.5%	0.0%	2.8%	39.4%	100.0%
	(6.6%)	(0.0%)	(60.8%)	(2.6%)	(27.1%)	(0.0%)	(2.8%)	(36.6%)	(100.0%)

※（ ）内は、令和6年6月1日現在の数値。

※「65歳以上定年」の企業数は、表2の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

※「報告した全ての企業」の企業数は、表1の「合計」に対応している。